



発行
東京都

目次

48

告示（選）

- 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出制限額……………一
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十七条の規定により、令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 一、二〇三、八〇〇円

●東京都選挙管理委員会告示第四十六号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会

告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

別記第五十三号様式別紙を次のように改める。

別紙

選挙公報の配布の特例に関する調査

区市町村名

1	選挙人名簿数	2	世帯数	3	新聞購読世帯数	4	新聞未購読世帯数
5 法第170条第1項の配布が困難な事情							
6 (1)新聞折込みの概要							
契約の相手方		選挙公報を折り込む新聞紙名			折込み予定日		
(2)その他これに準ずる方法の概要							
契約の相手方		配布方法			配布予定日		
7 補完措置の概要							
8 選挙公報配布見込み数(補完措置による到達見込数を含む。)							
合計		新聞折込みその他これに準ずる方法による配布部数			補完措置による部数		その他の方法
					備え置く方法		
9 有権者に対する周知の方法							

備考

- 新聞購読世帯数は、折込みを予定している新聞の購読世帯数を記入すること。
- 選挙公報を備え置く施設の名称、所在地の一覧表を添えること。
- 都の管理する二つ以上の選挙又は審査が同時に執行される場合には、申請書の本文にその選挙公報(審査公報)についても同様の配布をしたい旨を記載すること。
- 区市町村の選挙が都公報の配布方法を付記すること。

附則

この告示による改正後の東京都選挙執行規程の規定は、令和五年五月二十四日から適用する。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

